

平成 27 年度 上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日時：平成 27 年 6 月 24 日（水）

午後 1 時 30 分～3 時 00 分

会場：教育プラザ 大会議室

1 開会

上越市健康福祉部長

2 議事

(1) 平成 26 年度児童虐待の実態と取組状況について

①事務局(すこやかなくらし支援室)

②上越児童相談所

(2) 平成 26 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

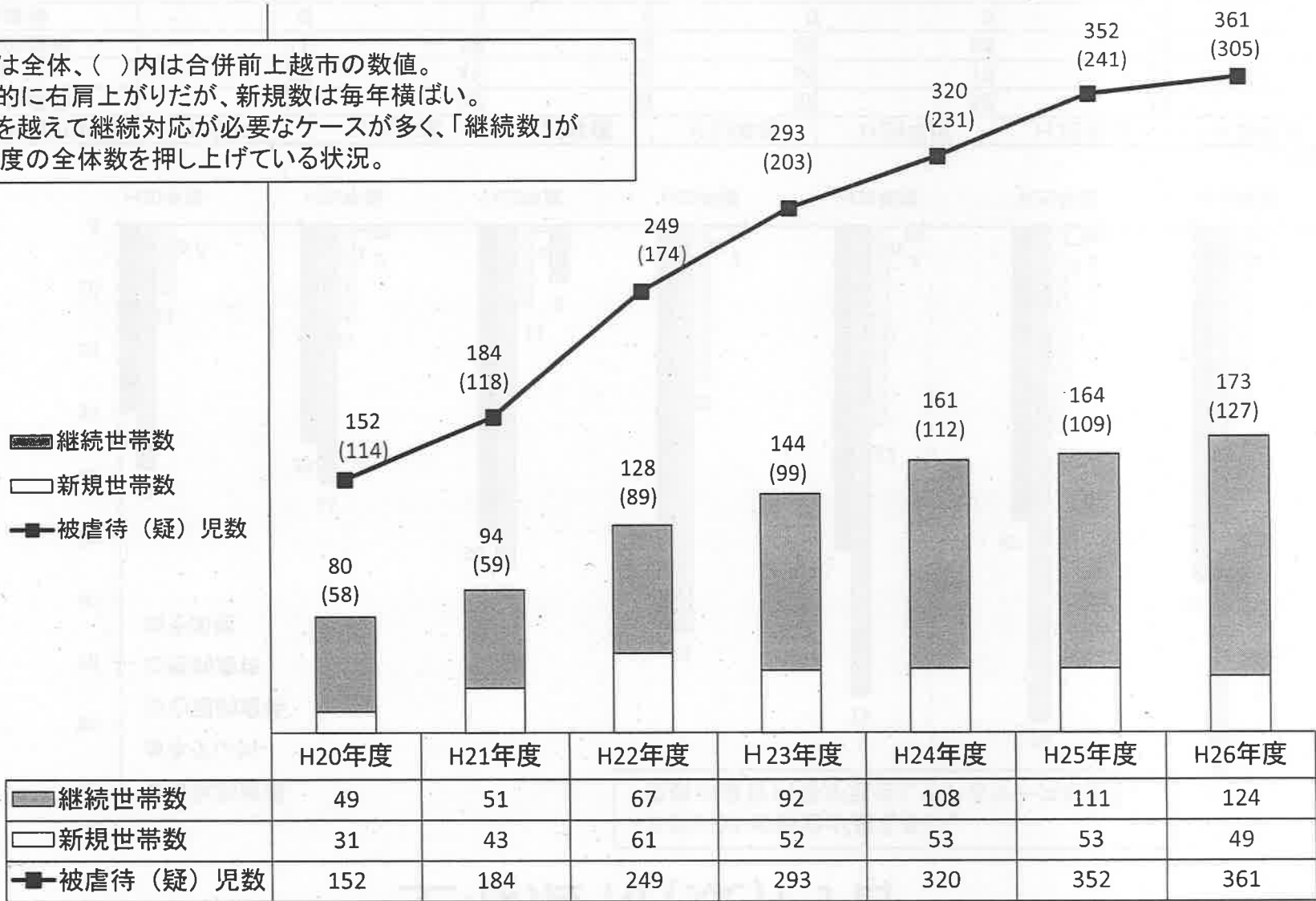
(3) 平成 27 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

(4) その他

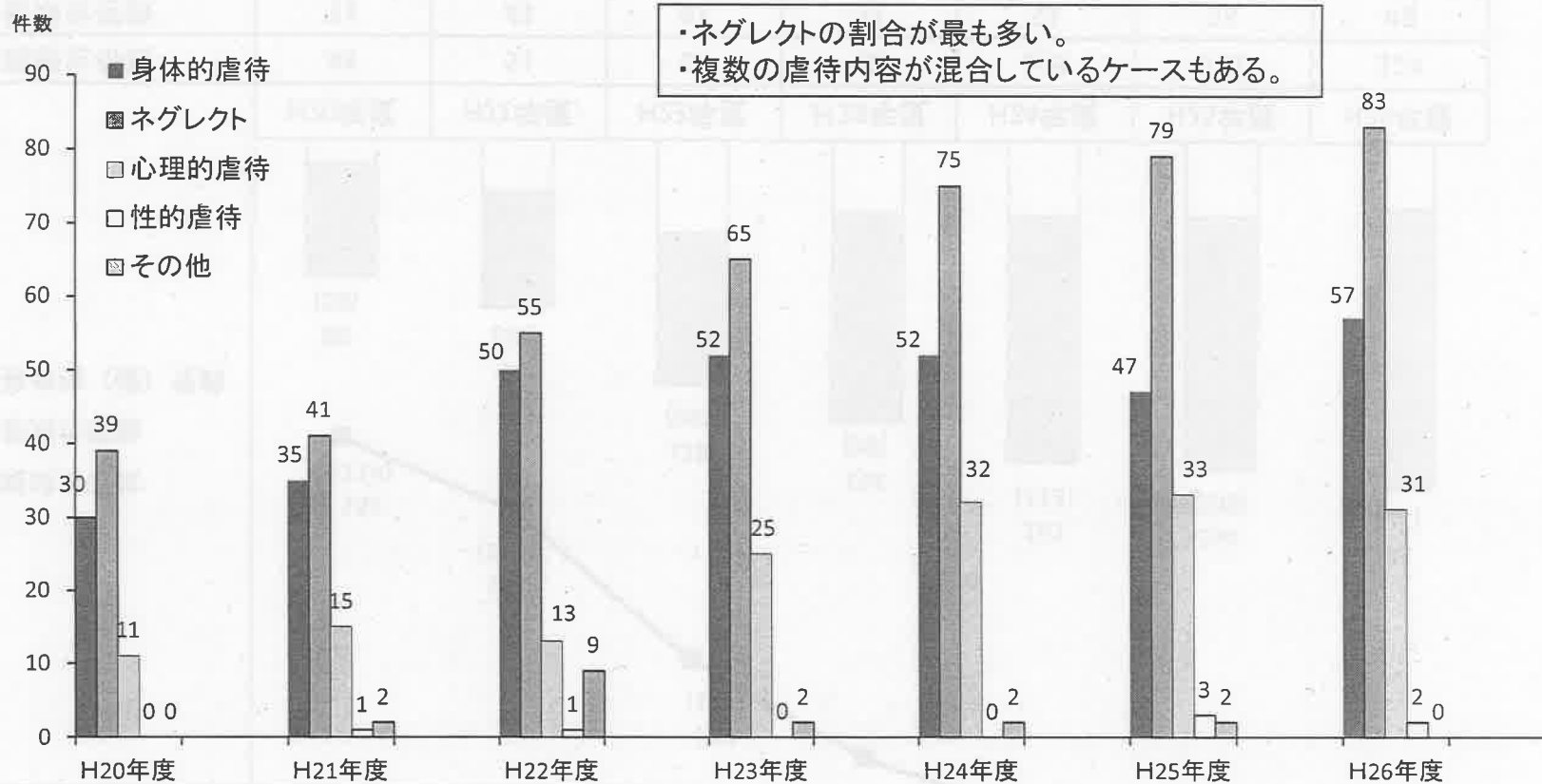
3 閉会

被虐待(疑)児人数・世帯数

・上段は全体、()内は合併前上越市の数値。
 ・全体的に右肩上がりだが、新規数は毎年横ばい。
 ・年度を越えて継続対応が必要なケースが多く、「継続数」が各年度の全体数を押し上げている状況。



主な虐待(疑)内容

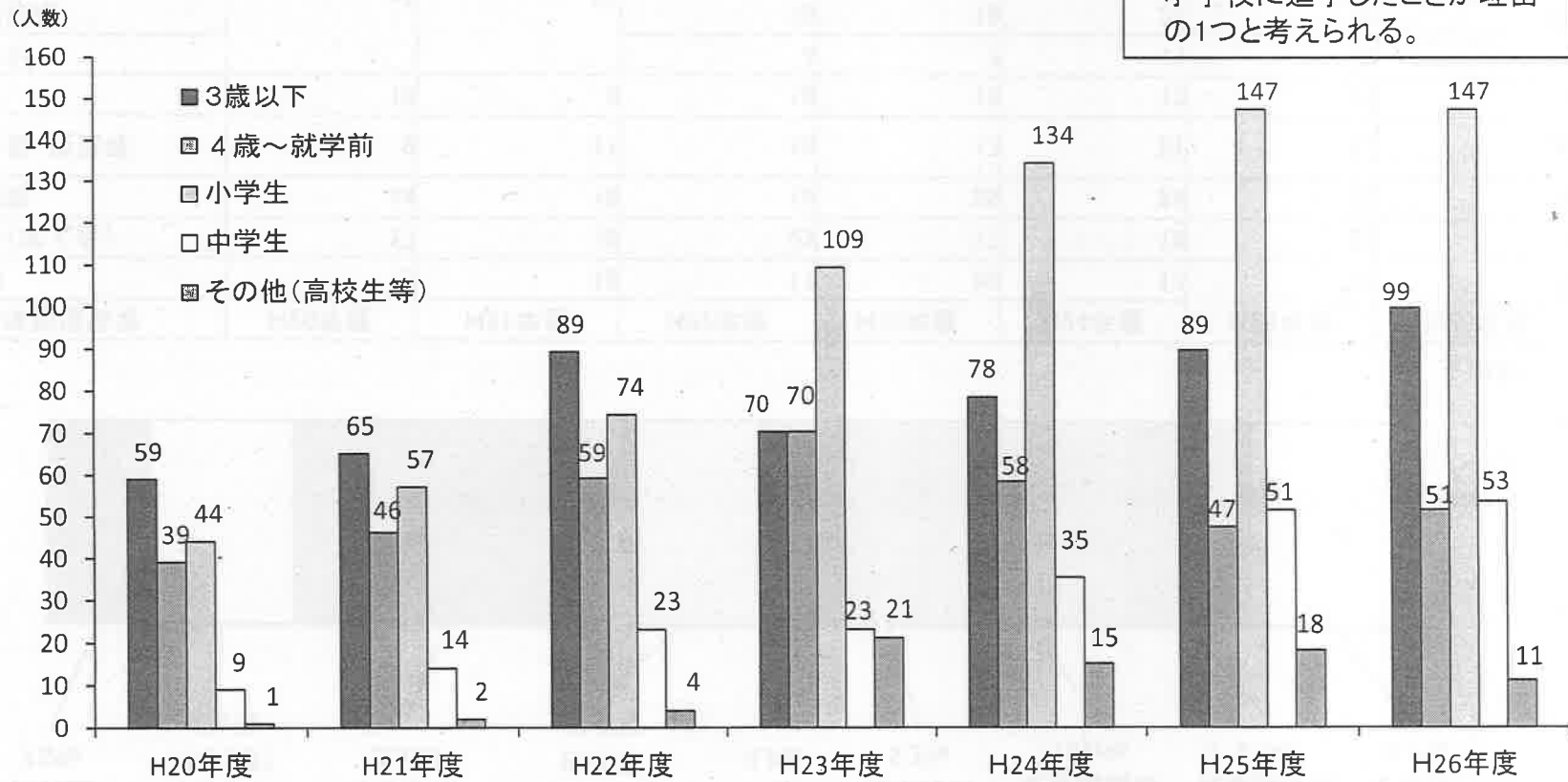


虐待(疑)の内容	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
身体的虐待	30	35	50	52	52	47	57
ネグレクト	39	41	55	65	75	79	83
心理的虐待	11	15	13	25	32	33	31
性的虐待	0	1	1	0	0	3	2
その他	0	2	9	2	2	2	0
合計	80	94	128	144	161	164	173

(件数)

被虐待(疑)児年齢

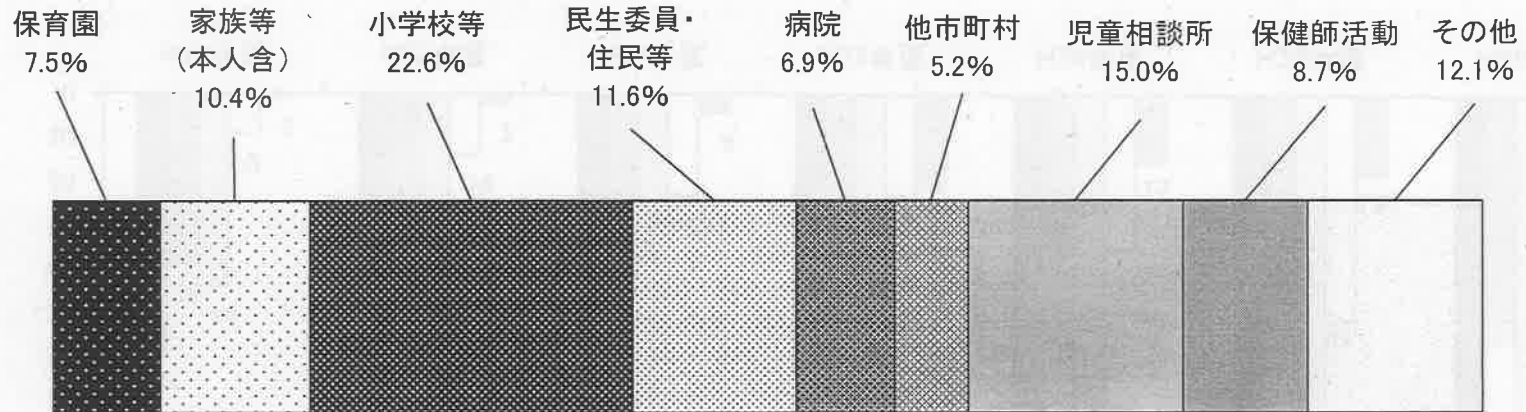
・小学生の人数が増加傾向。乳幼児期に受理した児童(特にネグレクト)が終結できず、小学校に進学したことが理由の1つと考えられる。



年齢構成	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
3歳以下	59	65	89	70	78	89	99
4歳～就学前	39	46	59	70	58	47	51
小学生	44	57	74	109	134	147	147
中学生	9	14	23	23	35	51	53
その他・(18歳)	1	2	4	21	15	18	11
合計	152	184	249	293	320	352	361

情報提供者(主な相談者)

平成26年度

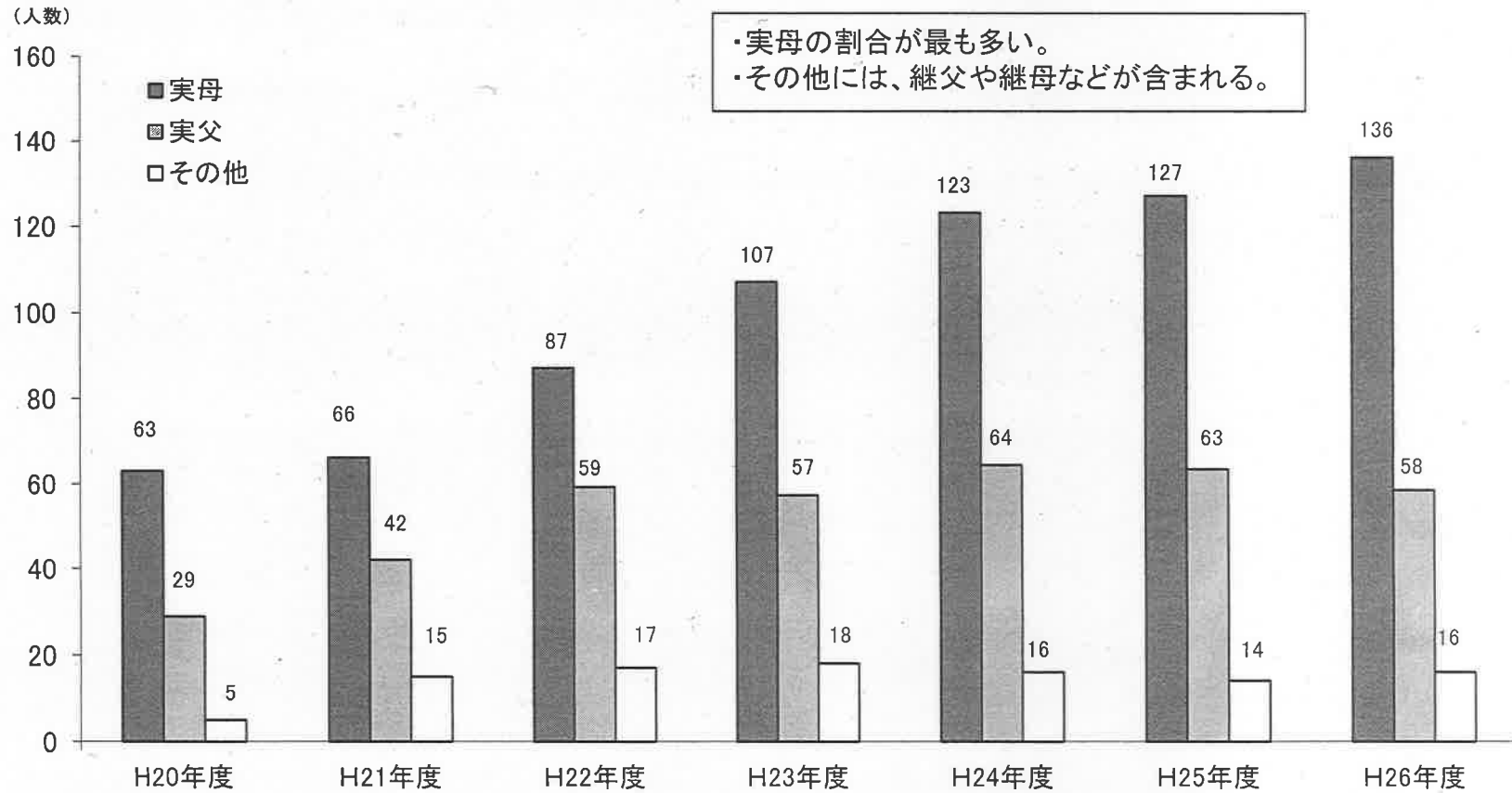


(件数)

情報提供者	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
保育園	15	18	17	20	17	12	13
家族等(本人含)	17	19	23	17	18	22	18
小学校等	14	16	19	25	24	29	39
民生委員・住民等	9	11	18	17	21	17	20
病院	10	9	18	15	12	12	12
他市町村			4	7	11	13	9
児童相談所			10	18	21	20	26
保健師活動	15	21	13	16	18	17	15
その他			6	9	19	22	21
合計	80	94	128	144	161	164	173

その他の内訳：助産師、女性相談、こども発達支援センター、警察など(H20,21年度は他市町村からの情報提供、児童相談所、保健師活動も含む)

虐待者(重複あり)

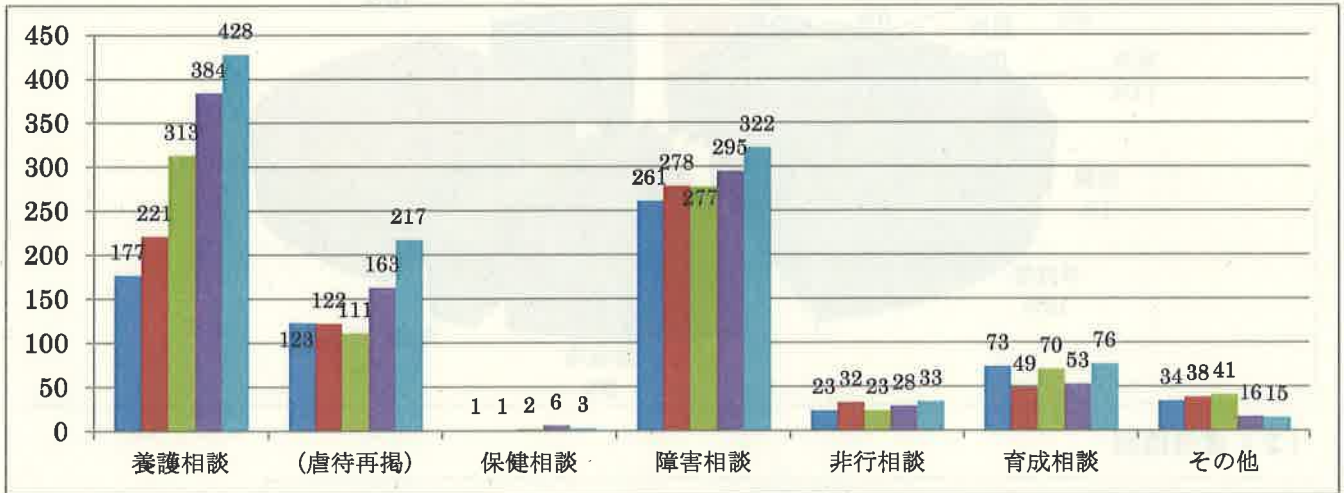


(人数)

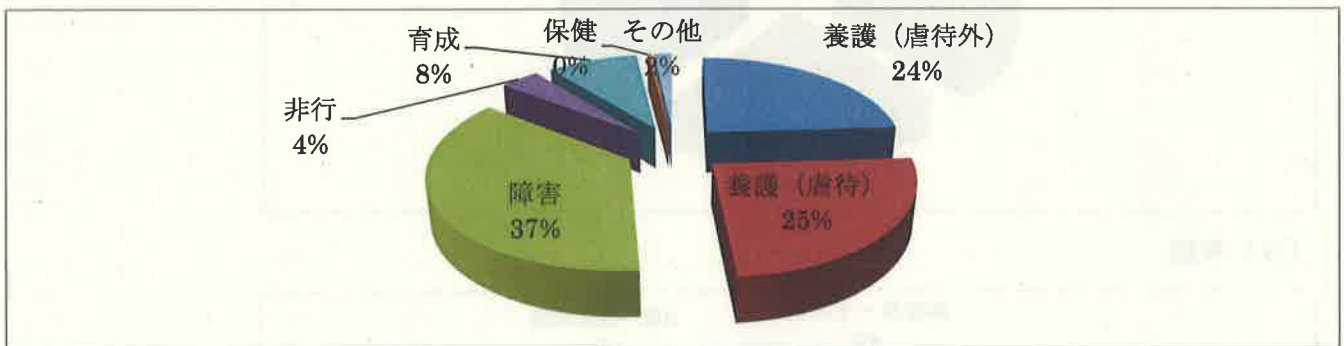
虐待者	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実母	63	66	87	107	123	127	136
実父	29	42	59	58	64	63	58
その他	5	15	17	18	16	14	16
合計	97	123	163	183	203	204	210

上越児童相談所における相談状況

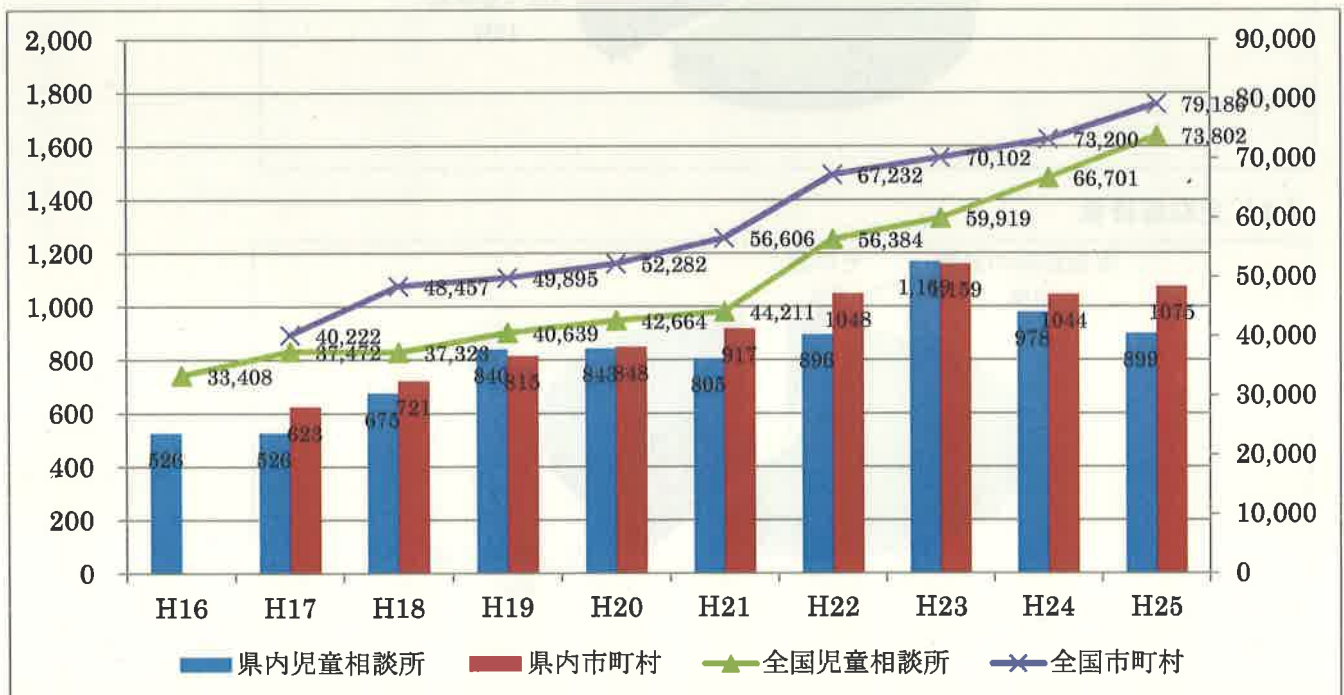
1 上越児童相談所における相談受付件数の推移 (H22~H26)



2 相談種別について (H26 速報値)

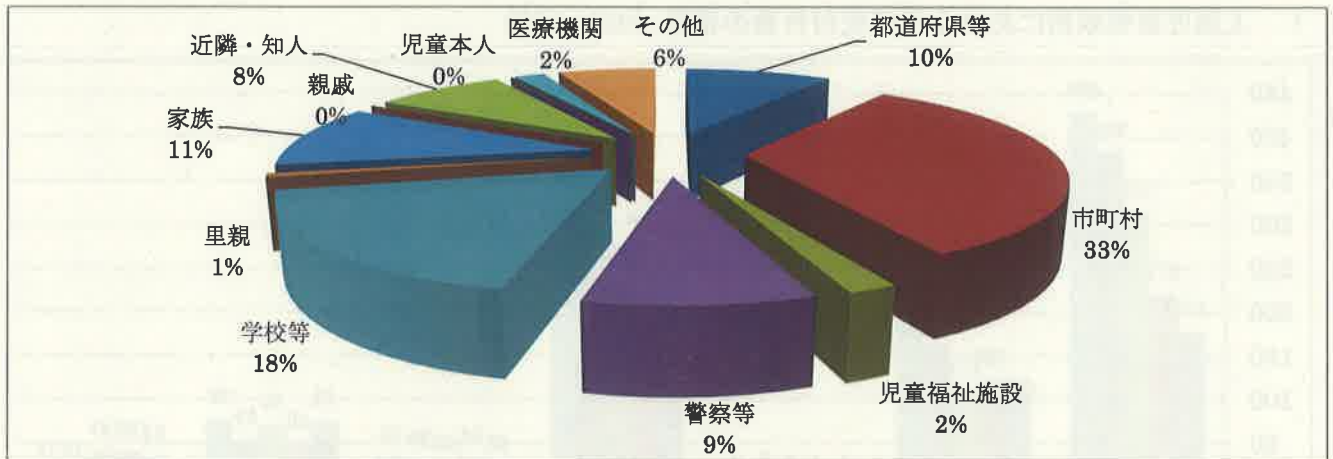


3 児童虐待に関する相談件数の推移

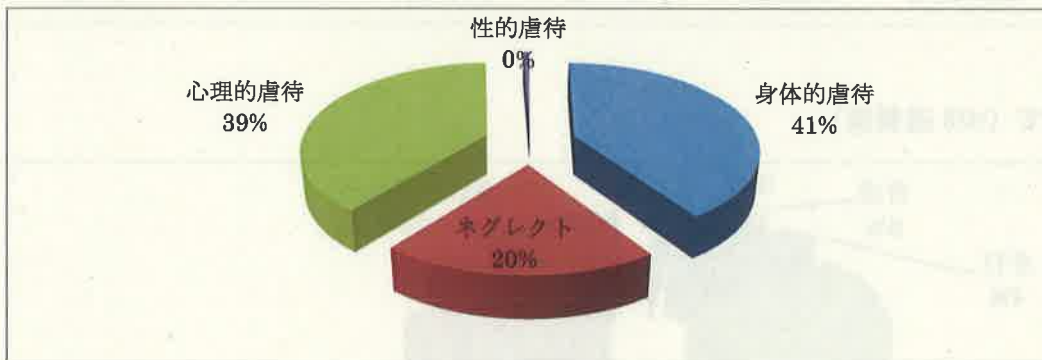


4 上越児童相談所における児童虐待相談の内訳（H26 速報値）

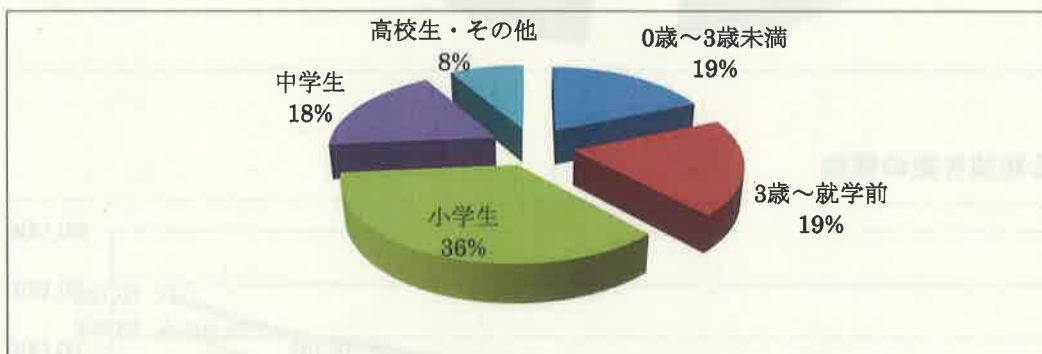
（1）相談経路



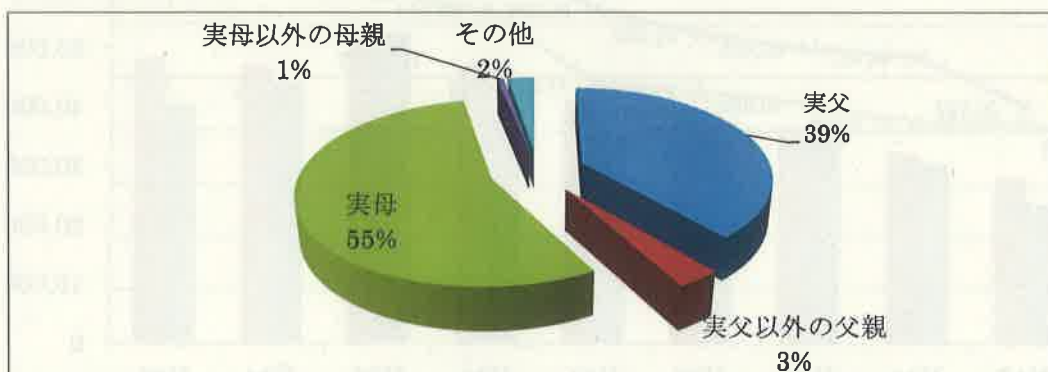
（2）虐待種別



（3）年齢



（4）主な虐待者



平成 26 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

○会議開催状況

区分	開催日	会場	回数
代表者会議	5/13	上越市役所 401 会議室	1 回
実務者会議			
合同実務者会議	① 4/18 ② 3/13	①保健センター ②上越市役所 401 会議室	2 回
合併前上越市・名立区	① 6/2 ② 8/4 ③ 10/6 ④ 12/1 ⑤ 2/2	上越児童相談所	5 回
東頸ブロック 安塚, 浦川原, 大島	① 8/5 ② 11/5 ③ 2/5	①大島区コミュニティプラザ ②安塚保健センター ③浦川原保健センター	3 回
頸北ブロック 大潟, 頸城, 吉川, 柿崎	① 6/20 ② 9/19 ③ 12/19 ④ 2/20	大潟保健センター	4 回
中頸ブロック 三和, 牧, 清里, 中郷, 板倉	① 6/10 ②10/7 ③12/9	清里区総合事務所	3 回
個別ケース会議	開催回数…112 回 検討児童数…191 名 (実人数 122 名)		

※代表者会議…関係機関の代表者等による会議。

※実務者会議…児童虐待防止に携わる実務者(児童相談所、市、教育委員会)で構成される会議。

対応ケースの情報交換・支援方針の確認を行うもの。

※個別ケース会議…子どもやその世帯に直接関わる関係機関等で、必要時に行われる会議。

○研修会状況

対象者	実施日時・研修会名(会場)	研修内容
保育園関係	1/29 実務者研修会(教育プラザ)	上越市の児童虐待対応について グループワーク
学校関係、養護教諭	①4/10 新任養護教諭研修会 (教育プラザ) ②2/16 助産師研修会(保健センター) ③3/3, 13 養護教諭保健事業説明会 (教育プラザ)	①児童虐待対応における学校と市の役割について ②上越市の児童虐待について ③上越市の児童虐待について
病院	6/25 院内児童虐待防止・対策研修 (上越総合病院)	上越市の児童虐待対応について
民生委員児童委員	①8/22 平成 26 年度児童部会 主任児童 委員研修会(市民プラザ) ②2/25 大潟地区民生児童委員協議会 研修会(大潟区保健センター)	①上越市における児童虐待(ネグレクト)の実態とその関わり方について ②上越市内の児童虐待の実態について

※事務局で企画したもの他、担当職員が講義や説明を行ったもの。

○研修会出席・受講状況（子育て支援や児童虐待に関する研修会・講義）

- ・保育士・社会福祉士・家庭相談員関係…18回
- ・保健師関係…2回

○啓発活動

⇒児童虐待防止推進月間の11月に実施

- ・11/4 FM-J「児童虐待防止啓発」
- ・11/15 広報じょうえつ「児童虐待防止推進月間PR」
- ・11/12 有線放送 市政の窓「児童虐待防止推進月間PR」
- ・11/1 児童虐待防止キャンペーン マスク配付(2,800枚) ポスター・チラシ

○家庭相談員

健康づくり推進課の子育てSOS支援相談員とともに、各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努めるもの。

相談受付件数…798件

○子どもの虐待予防推進事業

虐待の早期発見及び対応のため、子育てSOS支援相談員4人、家庭相談員2人の計6人を配置し、乳幼児健診、子育てひろば、保育園等へ出向き、子育てに関する情報を提供し、子育て不安の解消、子育て負担感の軽減を図るもの。

○その他

	実施日時	実施内容
上越地区会議 (児童相談所主催)	①6/24(上越保健所) ②2/26(文化会館)	①児童相談所の現状について グループ討議 ②精神障害を抱える保護者の理解と支援

平成 27 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

1 代表者会議

平成 27 年 6 月 24 日（水）午後 1 時 30 分～3 時 00 分（教育プラザ 大会議室）

2 実務者会議

開催区分	会場	回数	備考
合併前上越市 名立区	児童相談所	年 7 回	4/15・6/1・8/3・10/5・12/7・2/1・3/17 4 月と 3 月は合同実務者会議として開催
安塚・浦川原・大島	大島・安塚・浦川原	年 3 回	8/4・11/5・1/26
柿崎・大潟・頸城・ 吉川	大潟保健センター	年 4 回	6/19・9/25・12/11・2/19
牧・中郷・板倉・ 清里・三和	板倉区総合事務所	年 3 回	6/9・10/6・12/8
合同実務者会議	市役所 401 会議室	年 2 回	4/15 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 3/17 午前 9 時 30 分～正午

（協議方法）※合併前上越市の場合（区は毎回全ケースを検討）

受理番号の若い順から 50 ケース程度を各回の協議対象とする。さらに、重症度 A ランクのケースや随時緊急性の高いものも 20 ケース程度ピックアップし、計 70 ケースについて協議する。

3 個別ケース会議

ケースの状況に応じて実務者レベルで開催

4 研修会（予定）

- ・学校教育課と合同で教職員を対象に開催
- ・小中学校養護教諭対象に開催…学校保健事業説明会に併せて実施予定
- ・私立幼稚園・保育園・認定こども園、公立保育園・幼稚園、子育てひろば、放課後児童クラブの保育士及び職員等を対象に開催

5 その他（主なもの）

- ・県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保育士や保健師、社会福祉士などを派遣
- ・FM-J や広報上越などによる児童虐待防止啓発活動
- ・11 月の児童虐待防止推進月間に合わせたキャンペーン
- ・家庭相談員による育児相談
- ・市が主催する母子保健事業の場で保育サービスの情報提供を行う。

上越市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を図り、もって児童の健全な育成に資するため、上越市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童等 要保護児童、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。
- (2) 要保護児童 法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。
- (3) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。
- (4) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(組織)

第4条 協議会は、本市並びに次に掲げる機関及び団体（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

- (1) 新潟地方法務局上越支局
- (2) 上越保健所
- (3) 上越児童相談所
- (4) 上越教育事務所
- (5) 上越警察署
- (6) 妙高警察署
- (7) 上越市民生委員児童委員協議会連合会
- (8) 新潟県高等学校校長会
- (9) 上越市中学校校長会
- (10) 上越市小学校校長会
- (11) 上越市小中学校PTA連絡協議会
- (12) 市内に存する私立幼稚園

- (13) 市内に存する私立保育園
- (14) 上越市子ども会連合会
- (15) 上越市町内会長連絡協議会
- (16) 上越医師会
- (17) 上越助産師会
- (18) 子育て支援団体

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、上越市健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した人がその職務を代理する。

(調整機関)

第6条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、すこやかなくらし支援室とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者をもって組織し、次に掲げる事項について審議するものとする。
 - (1) 協議会の運営に関すること。
 - (2) 協議会の活動状況の評価に関すること。
 - (3) 要保護児童等の支援に係る施策に関すること。
- 3 実務者会議は、関係機関等において要保護児童等に関する実務を行う人をもって組織し、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 個別ケース会議で協議した事例の評価に関すること。
 - (2) 要保護児童等に対し支援を行っている事例の状況に関すること。
 - (3) 要保護児童等の支援を推進するための啓発活動に関すること。
 - (4) 協議会の年間活動方針の策定に関すること。
- 4 個別ケース検討会議は、関係機関等において直接要保護児童等の支援を行う人をもって組織し、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 要保護児童等の状況及びその問題点に関すること。
 - (2) 要保護児童等に対する支援の方針及び役割分担に関すること。

(3) 支援を行っている事例の経過及びその評価に関すること。

5 代表者会議は会長が招集し、実務者会議及び個別ケース会議は調整機関の長が招集する。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、審議又は協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の会議の出席者は、当該会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、すこやかなくらし支援室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年3月29日から実施する。

(上越市子どもの虐待防止連絡会設置要綱の廃止)

2 上越市子どもの虐待防止連絡会設置要綱(平成12年10月19日実施)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。